

介護予防・生活支援サービス事業に ついて

和泉市福祉部高齢介護室高齢支援担当



移動支援サービス事業について

- ▶ 今年度、信太中学校区において地域住民団体のボランティアによる、高齢者等の送迎サービスが開始された。
- ▶ その他の校区でも検討されており、今後、本市としても、当該取組のような、地縁団体による、地域の高齢者に対して、生活支援及び移動支援が市内全域に広がることを推進していきたい。

⇒ 総合事業によるサービスで位置付けを行い、ボランティア団体へ補助金を交付していく。



サービスの類型

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○ 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

(1) 類型①：通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援（訪問D ケース1）

【特徴】

- 総合事業で実施しているのは、「送迎前後の付き添い支援」であり、「目的地までの道中」は総合事業の対象外となります。

【目的地と補助対象】

- 目的地は、介護予防ケアマネジメントにより決まりますが、医療機関への通院のほか、買い物等において支援をしている例もあります。
- 総合事業による通所型サービス・通いの場への送迎を目的としたものではないことから、「送迎（目的地までの道中）」に関する直接経費は補助等の対象外です。
- 補助等ができるのは、「送迎前後の付き添い支援に関する間接経費」です。

【利用者負担（道路運送法上）】

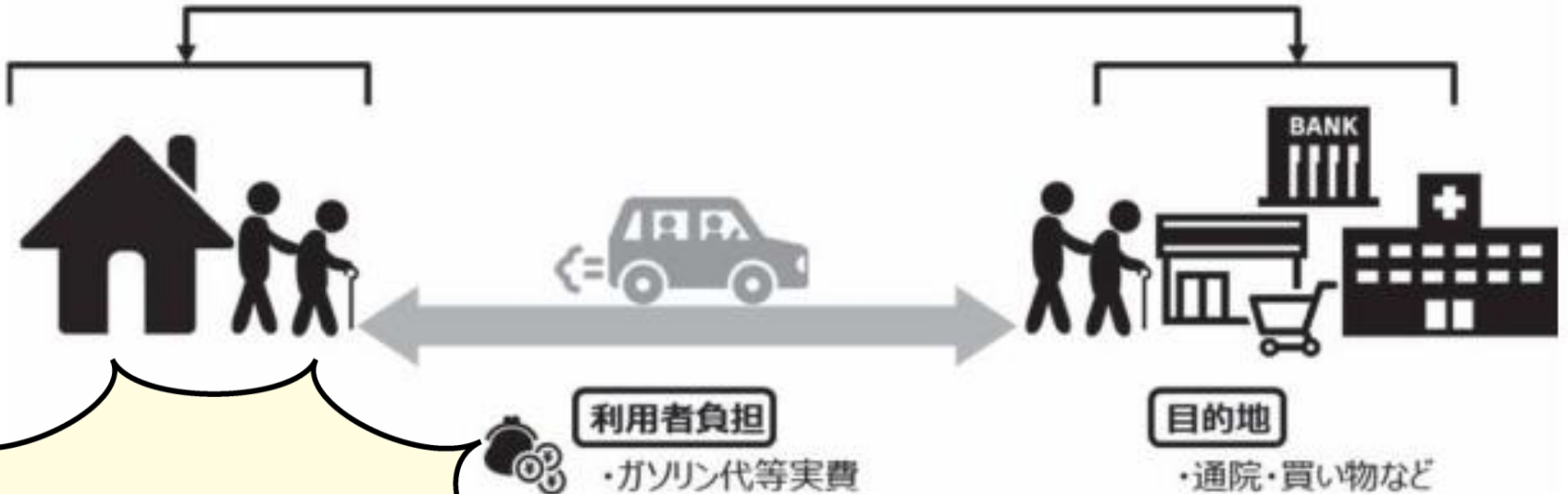
- 「送迎」は独立したものと考えられることから、「許可又は登録を要しない運送」として行う場合は、「ガソリン代等実費※」のみであれば、利用者から受け取ることが可能です。

※ ガソリン代等実費：ガソリン代、有料道路や駐車場を使用した際の料金



補助対象

・送迎前後の付き添い支援に関する間接経費



訪問型サービスDの
対象者は事業対象者
要支援1、2

※「地域支援事業実施要綱(P.21)」より、『(抜粋)通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援であるので、移送に関する直接経費は対象とならず、サービスの利用調整の人件費等の間接経費のみが対象となる』

MUFJ三菱UFJリサーチ&コンサルティング「介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き」から

団体の要件

- ① 和泉市内に活動拠点を置き、市内で地域福祉活動を行う団体であり、NPO法人等の法人格を所有していること。
- ② 地域住民を主体とした営利を目的としない団体であること。
⇒ 令和3年5月1日現在、登録団体は「チョイサポしのだ」のみ

事業の対象者

- ▶ 事業の対象者は、第1号事業の対象者(要支援者・総合事業対象者等)であって、**介護予防ケアマネジメント等**に基づき当該事業を利用するものとする。

補助金の額

- ▶ 交付決定日から年度末までの間に実施する送迎前後の付き添い支援1回当たり600円とし、1団体当たり200万円を上限とする。また、一人一日当たり上限1,200円とする。(1回の乗降で600円、往復で1,200円となる。)
-

活動中の事故等に備えて

利用者等の安全を確保するため、以下のことを実施団体にはお願いしております。

▶ 利用者に以下の内容を同意もらうこと

- 実施者はボランティアであり、十分な支援ができない可能性があること。体調不良等によるキャンセルが発生する可能性がある。
- 万が一の事故に関する、保険の支払に関すること
- 個人情報秘匿に関すること。

▶ 運転ボランティアへの講習の実施

- 移動支援ボランティアに関する運転者講習を受講する等、交通事故及び移動支援業務の事故防止に関する知識の習得に関する取組を行ってもらう。

▶ 事故等への備え

- 交通事故に備え、損害賠償保険等に加入する。
 - 交通事故が起こった際のマニュアルの作成。
-

